

1 特別児童扶養手当を受けることができる方

手当を受けることができる方は、20歳未満で、身体または精神に重度（別表1級に該当）または中度（別表2級に該当）以上の障害をお持ちのお子さんを監護している父もしくは母（所得が多い方）、または父母にかわってその児童を養育している方（養育者）です。

次の場合は手当を受けることができません。

- ①児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき（児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので併給できます）
- ③児童が、児童福祉施設（保育所、通園施設、肢体不自由児施設への母子入園を除く）に入所しているとき

2 特別児童扶養手当の額

対象児童の数と等級に応じて支給されます。
（いずれも児童一人あたり）

区分	令和4年4月～	令和5年4月～
1級 （重度障害児）	月額 52,400円	月額 53,700円
2級 （中度障害児）	月額 34,900円	月額 35,760円

ただし、前年の所得（課税台帳で確認します）が次表の額以上の方は、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の支給が停止されます。

所得制限限度額表

扶養親族等の数	所 得 額	
	請求者（本人）	扶養義務者 配偶者 孤児等の養育者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円 ずつ加算	以下213,000円 ずつ加算

●請求者本人に、老人扶養親族がある場合は100,000円、特定扶養親族等（特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者））がある場合は250,000円が限度額に加算されます。

●所得額の計算方法

所得額 = 年間収入金額 - 必要経費（給与所得控除額） - 80,000円 - 下記の諸控除

※ 所得額に給与所得控除・公的年金等控除が含まれる場合、所得額から100,000円を控除

諸控除の額

寡婦控除	270,000円
ひとり親控除	350,000円
障害者控除・勤労学生控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
配偶者特別控除	住民税で控除された額
医療費控除等	

3 特別児童扶養手当を受ける手続き

住所地の市役所又は町役場で請求の手続きをしてください。県知事の認定を受けることにより支給されます。

【添付書類】

- 請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）
- 診断書（用紙は住所地の市役所又は町役場にあり。山口県ホームページから様式を印刷することもできます。）

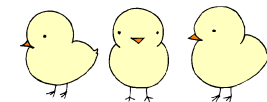
身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方で、診断書の提出が省略できる場合があります。詳しくは、住所地の市役所又は町役場におたずねください。

- その他必要な書類

4 特別児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回（4月、8月、12月）、各支払期の11日（12月期分については、11月11日）に、支払月の前月までの分（12月期分については、支払月までの分）を、指定の支払金融機関（受給者名義）への振り込みによる受け取りとなります。

なお、各支払期の11日が土・日・祝日と重なる場合は、繰り上げてその前日から受け取ることができます。



5 手当を受けている方の届け出

手当の受給中は、次のような届け出等が必要です。

所得状況届	受給者全員が毎年8月12日から9月11日までの間に提出します。
額改定届 額改定請求書	障害の程度が変わったとき 対象児童に増減があったとき
受給資格喪失届	受給資格がなくなったとき
証書亡失届	手当証書をなくしたとき
対象児童にかか る再判定診断書	原則として、内部障害・精神障害の方は2年に1回など、3月・7月・11月のうち定められた時期に、診断書を提出していただき、引続き手当が受けられるかどうか、再判定を受けなければなりません。
その他の届	氏名・住所・支払金融機関・印鑑の変更、受給者が死亡したとき、所得の高い扶養義務者と同居または別居したときなど

〇届け出が遅れたり、しなかったりすると、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返還していただくことになつたりしますので、忘れずに提出してください。

〇上記のほか、受給資格の有無および額の決定のため、書類の提出が必要となる場合があります。

請求の手続きやこの制度について、その他詳しくお知りになりたいときは、お住まいの市町役場福祉担当課または山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課までお問い合わせください。

山口県健康福祉部
こども・子育て応援局こども家庭課
〒753-8501
山口市滝町1番1号
TEL 083-933-2751
FAX 083-933-2799

別表

一級

1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢すべての指を欠くもの
5. 両上肢すべての指の機能に著しい障害を有するもの
6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両下肢を足関節以上で欠くもの
8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

二級

1. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
4. そしゃくの機能を欠くもの
5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9. 一上肢のすべての指を欠くもの
10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11. 両下肢のすべての指を欠くもの
12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
13. 一下肢を足関節以上で欠くもの
14. 体幹機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考)

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

障害をお持ちのお子さんのために 特別児童扶養手当の ご案内



特別児童扶養手当は、児童の健やかな成長を願って、身体や精神に中程度以上の障害(※)のある児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される手当です。(外国人の方についても支給の対象となります。)

※別表参照

山 口 県